

ご挨拶

本日は上花輪歴史館にお越しいただきありがとうございます。

当歴史館は上花輪村に古くから居住し、江戸時代には上花輪村の名主であり、また、醤油醸造を家業としていた高梨兵左衛門家(高梨本家)が永年にわたって保存してきた居宅や、庭園、土蔵、屋敷林、社祠等歴史的価値の高い建造物と、その中に集取、保管していた生活用具、醸造用具、^{じかたもんじよ}地方文書等を一般に公開して、郷土の歴史と文化を研究する一助にさせていただきたく開設いたしました。従って、展示館の中に収められているものばかりでなく、屋敷全体が展示物という事になります。

当館の資料はいずれも高梨家で出生し、高梨家に保存されているもので、ここにあるから価値があるという物ばかりです。

邸内の建物は明和3年(1766年)建設の門長屋から昭和6年(1931年)建設の母屋に至るまでの間の時代の建物が混在しておりますが、全体的に調和を保っております。

また、邸内北側にそびえるタブの大本を山に見立て、西側に広がる屋敷林と共に「西に森、北に山」という江戸時代の屋敷建築の基本を今に伝えております。日本の風景の一番の基礎は、田園と屋敷林で、両方とも漸減している中で当家の屋敷林は比較的になんが残っている貴重なものであります。

どうぞ、ごゆっくりとご見学下さい。

上花輪歴史館館長



春季開館：3月～7月

秋季開館：9月～12月第1週

休館日：月曜・火曜

開館時間：10時

閉館時間：3月、10月～12月：16時
4月～7月、9月：17時

入館料：大人 500円

高校生以下 300円

障害者割引 300円(要障害者手帳提示)
(ご本人と付添1名適用)

住宅部内覧コースのご案内

住宅(江戸時代の書院建築と昭和初期の数寄屋建築)・庭をご案内いたします。

受付日：金曜・土曜

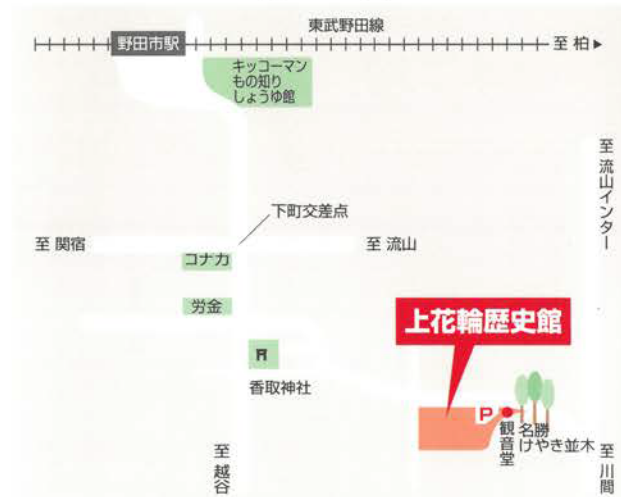
※節句飾り期間中は水曜・木曜・日曜もご予約を承ります

時間：10:15～、11:30～、13:00～
入館料込1,000円(原則として事前予約制)

建造物保護のため少人数ごとのご案内となります。
団体様の場合はご相談ください。

※展示替え等によりご予約を承れない場合もございます。
※特別企画など料金変更の場合もございます。

交通



東武野田線 野田市駅下車 徒歩 15分
常磐自動車道 流山ICより 約8km

上花輪歴史館

千葉県野田市上花輪 507

電話・FAX 04-7122-2070

メール info@kamihanawa.jp

http://kamihanawa.jp

公益財団法人 高梨本家



国指定 名勝 高梨氏庭園



- ① 冠木門[かぶきもん] ● 昭和17年(1942)改築。
- ② 門長屋[もんながや] ● 明和3年(1766)築。
- ③ 展示棟[てんじとう] ● 平成6年(1994)築。設計 林雅子。
- ④ 数寄屋造棟[すきやづくりとう] ● 昭和6年(1931)築。設計 大森茂。施工 大林組。
表玄関[おもてげんかん] ● 公式玄関
内玄関[ないげんかん] ● 主人と一般客が使用した玄関
店[みせ] ● 番頭執務室としても使用。神棚があり秋の恵比寿講ではこの部屋に飾る。
- ⑤ 稻荷神社[伏見稲荷][いなりじんじゃ] ● 江戸期建立。
神楽殿[かぐらでん] ● 明治10年代(1877~1886)築。
- ⑥ 眺春庵[ちょうしゅんあん] ● 江戸末期築。昭和6年(1931)改築。
- ⑦ 高梨氏救苗記[たかなししきゅうしき] ● 天明天保飢饉救済顕彰碑。
天保13年建立。撰書 羽倉簡堂。
- ⑧ 書院[しょいん] ● 宝暦頃築か。文化3年(1806)、明治期改修。
- ⑨ 構堀[かまえばり] ● 天保6年(1835)築。文久2年(1862)改修。
湧水。江戸川へ流れ込んでいる。
- 船着場[ふなつきば]
- ⑩ 屋敷林[やしきりん] ● 屋敷西部に位置する、樞[かや]を中心とした人工林。
- ⑪ 参道[さんどう] ● 稻荷社参道。
- ⑫ 綱引螺旋式压榨機[つなひきらせんしきあさくき] ● 通称 きりん
- ⑬ 台所[だいどころ] ● 家族や出入りの商人・職人の出入口。
- ⑭ 井戸屋形[いどやかた] ● 江戸中期以来使用の井戸。
- ⑮ 下部屋[したべや] ● 職人・庭番の休憩・宿直室。
- ⑯ 主人室[しゅじんしつ] ● 通称 十二畳。食堂や居間が連なるこのエリアは
家族が日常を過ごす空間であった。
- ⑰ 粉蔵[もみぐら] ● 江戸期築。飢饉に備えた、上屋造りの備蓄倉庫。
前の広場では曝涼なども行われた。
- ⑱ 馬廻[うままわし] ● 門長屋と同時代築。
- ⑲ 駐車場[ちゅうしゃじょう] ● 高梨家元蔵[もとぐら]跡地。
- ⑳ 高札場跡地[こうさつば あとち] ● 高札場は幕府からの禁令・法令を
周知通達するための掲示場。
安永8年(1779)修復記録が残る。

